

教 生 学 第 5 8 号
令和2年（2020年）4月23日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 伊 藤 伸 一

学校に設置している遊具の安全確保について（通知）

このことについて、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

学校に設置している遊具については、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、この度、10歳男子が複合遊具のバランスボールで遊んでいるところ、ボールから落下し、頭部を負傷する事故が発生しました。

については、各学校において、別添資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うとともに、事故につながる危険性を予見し、遊具の安全管理に努めるようお願いします。

（生徒指導（学校安全）係）



事務連絡
令和2年4月21日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

御中

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校に設置している遊具の安全確保について

令和2年2月11日に別添のとおり遊具に関する事故が発生し、別紙のとおり国土交通省から各都道府県及び指定都市公園管理担当課長に対し、事務連絡が発出されておりますので、参考のため送付いたします。

学校に設置している遊具については、従来、事故を未然に防止するため、安全点検を行うとともに、必要に応じて、使用方法の注意、補修、使用停止等の措置を講じ、安全の確保に万全を期していただくようお願いしているところですが、今回の報告があったことを踏まえ、別紙資料を参考に、類似遊具について適切な安全点検を行うなど、遊具の安全管理に努めるようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会施設主管課及び学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各指定都市認定こども園担当課においては所管の幼保連携型認定こども園に対して、この趣旨を周知徹底されるようお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2966)
E-mail：anzen@mext.go.jp

事務連絡
令和2年3月31日

各都道府県及び指定都市
都市公園管理担当課長 様

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課 公園利用推進官

都市公園における安全確保について

令和2年2月11日（火）午後4時頃、広域公園内において、10歳男児が複合遊具のバランスボールで遊んでいたところ、ボールから落下し、頭部を負傷する事故が発生したため、別添のとおりお知らせします。

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」では、「Ⅱ-2-2 遊具に関連する事故」において、「特に、頭部の傷害は重度の障害につながることもあるので十分な配慮が必要である」としています。

上記を踏まえ、貴職におかれましては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の内容を踏まえ、事故につながる危険性を予見し、類似施設の設置状況等を確認するなど、安全対策に万全を期し、類似事故の防止に努めていただくようお願いいたします。

なお、この旨を貴管内市町村（指定都市を除く）に周知徹底されるようお願いいたします。

【事故の概要】

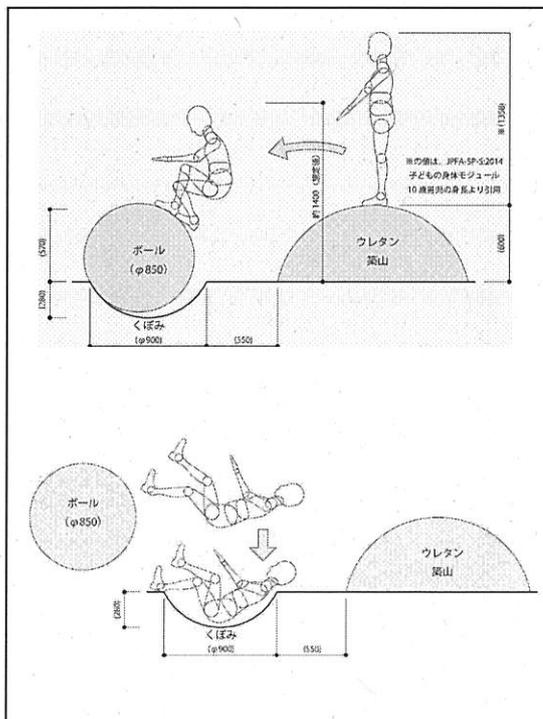
■発生日 令和2年2月11日（火）

■発生場所 人口約10万人以上の都市

■発生公園 広域公園

- 状 況
- ・当該遊具は、ボールを押して転がす、ボールに体を預けて揺られる、バランスを取ってボールに乗るなどを主な遊び方として想定しているもの。
 - ・本事故は、10歳男児が複合遊具のボールを床面の窪みに落とし込んだ状態で、周囲のウレタン築山から飛び乗ってジャンプするという遊び方をしていた中で起きたものであり、ボールに飛び乗った際にボールからの落下により、後頭部を窪みの縁に強打し、後頭部骨折及び脳挫傷の怪我を負ったものです。
 - ・設計段階で事故に及ぶ遊び方を想定できなかったことで築山の配置が適切でなかったこと、落下時の衝撃を緩和するための窪みの縁のゴムチップ舗装厚さ（10mm）が不十分であったことが事故の原因として考えられています。
 - ・事故発生後、公園管理者において当該遊具の立入禁止措置を実施。①ボールへの立ち乗りなどの危険な行為を禁止する注意サイン（看板）の設置、②窪みをゴムチップで埋める改修、③床面全体のゴムチップ舗装を40mm追加し50mmの厚さへの改修を行うこととしています。

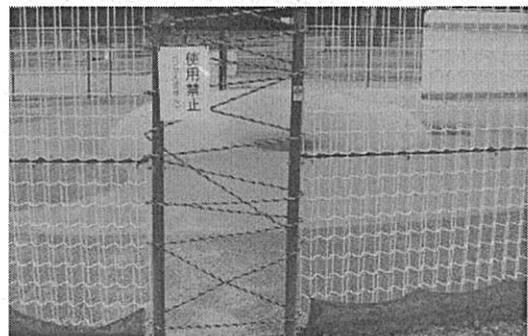
■事故関連写真



事故状況（証言等から想定）



ボール（φ850）設置時の状況



立入禁止措置状況